

令和8年度 監査計画

令和8年4月

大町市監査委員

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、大町市監査基準に基づき、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進に資することを目的に監査を実施します。

2 監査の留意事項

(1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等を遵守し、適切に執行されているかという適法性のもとより、効率性、有効性、公平性等、市民の視点に立った監査を実施します。

また、監査結果については、公示に加えて市ホームページでわかりやすさに留意し速やかに公表し説明責任を果たします。

(2) 効率的かつ効果的な監査 ～リスクアプローチ～

効率的かつ効果的な監査に努めるため、事務事業等におけるリスクを識別し、リスク発生時の影響度を過去の監査結果に基づき総合的に勘案したうえで監査を実施します。

また、「業務手順書」等により自らルールを整備し、リスクの洗い出しや管理、再発防止が図られているかといった内部統制としての有効性に留意し、予防的視点に重点を置いた監査を実施します。

(3) フォローアップする監査

監査結果が事務改善と適正化に資するよう、監査結果について庁内の共有を図るよう促すとともに、措置状況について適切に是正・改善されたかの事後検証等を行い、監査の実効性を高めます。

3 実施する監査

(1) 定期監査（法第199条第4項、市監査基準第2条第1号）

全ての部局（出先も含む）を対象として年1回実施します。

■ 財務事務監査

予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、起債及び一時借入金、現金及び有価証券の出納事務

■ 経営に係る事業管理監査

事務事業管理、労務管理、業務管理、事務管理

監査重点項目

- ① 法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守
- ② 業務手順書等によりリスク管理が機能しているか。
- ③ 業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認
- ④ 補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査

- ⑤ 債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性
- ⑥ 現金及び有価証券取扱い事務における内部統制

(2) 行政監査 (法第 199 条第 2 項、市監査基準第 2 条第 2 号)

財務に関する事務の執行に加えて、組織、人員、事務処理および行政運営等について、事務事業が法令に適合し、合理的かつ効率的に実施されているか、その目的が達成されているかを体系的かつ総合的に監査します。

*必要に応じテーマを設けて実施します。

(3) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項、市監査基準第 2 条第 3 号)

市から補助金等の財政的援助を受けている団体等が、補助の目的に沿って適正に事業を行っているか、所管課における補助金交付手続きや団体等に対する指導監督が適正に行われているかを着眼点として実施します。

監査重点項目

- ① 市補助金等交付規則に基づいて執行されているか
- ② 補助の目的に沿って適正に事業を行い、初期の目的を達成しているか
- ③ 所管課による指導監督は適切か

ア 出資団体等

出資割合が 1 / 4 以上の団体を対象 (令第 140 条の 7) とし、その事業が出資・設立の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施します。

イ 補助金等交付団体

補助金等 (補助金、交付金、負担金等) の交付団体と所管課を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、また、交付団体等に対する所管課の指導が適切に行われているかを主眼として監査を実施します。

監査の対象は、前年度に市が補助金等を交付した団体の中から選出します。

ウ 指定管理者

指定管理者制度を導入した公の施設の管理が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、指定管理期間中に 1 回以上監査を実施します。

協定書等に基づき適切に運営されているか、指定管理料の算定は適切か、所管課との連携がとれているか、また、所管課の実績報告に対する審査、管理監督等が適切に行われているかを主眼として監査を実施します。

■ 本年度実施予定施設

施設名	指定管理者名	所管課
総合福祉センター	大町市社会福祉協議会	福祉課
アミューズメントハウス	木崎湖温泉開発（株）	観光文化課
ふれあいセンターさざなみ	（株）ポップ	八坂支所

(4) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、市監査基準第 2 条第 5 号）

会計管理者等の保管する現金の出納を対象として、毎月、事務が正確に行われているか検査します。

併せて、提出された検査資料の普通預金通帳残高及び定期預金証書について各金融機関発行の残高証明書と照合します。

なお、7 月には決算に伴い、有価証券及び出資による権利に関する書面等の在高、所在及び保管状況を併せて確認します。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項、市監査基準第 2 条第 4 号）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているか確認します。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

各会計の決算計数が適正なものか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

イ 公営企業会計決算審査（公企法第 30 条第 2 項）

決算計数が適正なものか確認するとともに、経営成績、財政状態について審査します。審査対象は水道事業会計、簡易水道事業会計、温泉引湯事業会計、公共下水事業会計、農業集落排水事業会計及び病院事業会計です。

(6) 基金運用審査（法第 241 条第 5 項、監査基準第 2 条第 6 号）

基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(7) 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、監査基準第 2 条第 7 号）

決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業会計に係る資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査します。

なお、決算審査意見書等(上記(5)(6)(7))については、8月中旬に市長へ提出し、9月議会に付します。

(8) 工事監査 (法第199条第1項、第5項)

定期監査のほかに必要と認めるときに、随時に「工事監査」を実施します。

工事監査については、計画の妥当性と設計・契約・施工等の合規性、効率性、安全性を着眼点として、関係書類の抽出による監査及び現場実査を実施します。

監査の対象は、前年度に市が施工した工事の中から選出します。

(9) その他の監査

法で定められている下記の監査に際しては、その都度協議のうえ実施します。

- ・ 住民の直接請求に基づく監査 (法第75条)
(事務監査とよばれるもので、選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、地方公共団体の事務の執行に関し監査の請求をするもの)
- ・ 議会の請求に基づく監査 (法第98条第2項)
- ・ 市長の要求に基づく事務の執行に関する監査 (法第199条第6項)
- ・ 市長の要求に基づく財政的援助団体等の監査 (法第199条第7項)
- ・ 市長の要求に基づく公金の収納等の監査 (法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項)
- ・ 住民監査請求に基づく監査 (法第242条)
- ・ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 (法第243条の2の8第3項、公企法第34条)

(10) 監査実施手順

- ① 執行通知 …… 1~2 ヶ月前に通知
- ② 監査資料 …… 監査日の概ね14日前に提出
- ③ 事前審査 …… 事務局による事前審査
- ④ 監査当日 …… 課長及若しくは担当係長による説明
- ⑤ 監査結果 …… 監査委員協議により集約
- ⑥ 報告・公表 …… 市長(所管部課長)・議長に通知及び公示
- ⑦ 措置状況回答 …… 具体的記述による措置(改善)状況回答
- ⑧ 措置状況公表 …… 措置(改善)状況について公示
- ⑨ 措置状況確認 …… 次年度の監査において確認

4 監査結果の報告・公表

監査結果については、法第199条第9項、第10項及び第11項により、市長、議長等へ報告し公表することとされています。公示(市役所前掲示板)による

公表のほか、市ホームページに掲載します。また、その措置状況についても、同条第 14 項及び第 15 項により同様とします。なお、次年度監査時に措置状況の報告を求めます。

5 監査結果の区分

【勧告】(法第 199 条第 11 項)

法令等に明確に違反するものや、その他適正を欠く事項のうち特に措置を講じる必要があると認められるもの。

【指摘事項】(法第 199 条 9 項)

法令等の明確な違反や不適切な事務処理等に対して是正措置等を求めるもの。

【意見】(法第 199 条第 10 項)

事務事業の効率的や組織及び運営の合理化に資するため改善や検討を望むもの。

6 その他

監査委員及び補助機関である事務局職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう研修等への参加により、専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めます。

- ・長野県都市監査委員会、全国都市監査委員会、三地区都市監査委員会が開催する研修会
- ・日本経営協会、市町村アカデミー等の研修